

作業部会の設置について（案）

- 1 『「X 帯無線航行レーダー帯域における気象レーダーの利用に関する調査検討会」開催要綱 第4条 構成・運営（7）』に基づき、作業部会を設置する。
- 2 作業部会の役割は次のとおりとする。
 - （1） 実証試験及び机上混信検討の策定及び準備
 - （2） 実証試験の実施
 - （3） 実証試験及び机上混信検討結果の取りまとめ・分析及び調査検討会への報告
 - （4） その他、（1）～（3）に付随する事項
- 3 作業部会は、実証試験の実施等に関係する機関の実務担当責任者等により構成することとし、構成員は、必要に応じて追加・変更することができる。
なお、構成員を追加・変更した場合は、調査検討会に報告するものとする。
- 4 作業部会に部会長及び部会長代理を置き、座長が指名する。
- 5 作業部会は、部会長の指示により事務局が招集し、部会長が主宰する。
- 6 その他、作業部会の運営方法等は、構成員の協議により取り決める。
- 7 作業部会の事務は、株式会社構造計画研究所が行う。

以上